

# いじめ防止基本方針

— みんなが楽しい学校にするために —

令和2年4月改訂版

枚方市立桜丘北小学校

## ◎いじめ防止基本方針について

### 枚方市の基本方針策定の目的

このたび、枚方市は、いじめのない社会の実現をめざすために、市・学校・家庭・地域における役割を明確にするとともに、それらが連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「枚方市いじめ防止基本方針」（以下「枚方市基本方針」という。）を策定したものです。いじめや体罰は重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の趣旨をふまえ、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び本市の方針を参酌して「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定し、両者が連携して、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

上記の枚方市の方針を受けて、学校はより身近な立場で、子どもたちの学校生活を見守る方向から、具体的な方策を検討してまいりました。いじめられる子もいじめる子どもどちらも本校の児童であり、適切な「保護」と「指導」を必要とします。そのために教職員がいじめに対して共通の認識を持ち、協調した対応を行う事が肝要です。

また被害・加害の両方の立場に立つ家庭との連携が最も重要です。いじめの形態やいじめられた子の性格等はすべて違いがあり、心のケアを含め対応は異なりますが公平な態度で臨んでいくため、「いじめ対応の骨子」として本校での方針を策定し、いじめに対応していきます。またこの方針は常に現実に対応し、さらなる「見直し」を念頭に置き、より機敏に有効に働くように最新のものとしていきます。

なお、この方針は、本校のホームページで公開いたしますので、個人情報等に配慮し具体的事例については記載していないことをご理解ください。

## ◎「いじめ」に対して、大人は毅然とした態度で臨みます

いじめは、どのような場合も許される行為ではなく、子どもの心と体の成長に大きく影響を及ぼすものです。子どもをとりまくすべての大人が解決に向けて、取り組まなければなりません。

いじめについて、法律では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としております。

わかりやすく言えば、同じ学校における子どもが子どもに対して行う暴力的な行為や名誉を傷つけるような発言・態度、金品を強要するなどの行為の他に、ネットいじめ等にみられる悪意の書き込みなどです。見つかる「冗談だ、遊びだ」といじめた側は否定しますが、いじめられた側が苦痛に感じていることは、いじめた側には実感としてわかりません。このことから、誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。

枚方市ではいじめに対応する役割として、学校への支援を挙げています。また学校を指導する立場から、以下の学校の役割を指示しています。それとともに子どもの役割、家庭の役割も示しています。

### 学校の役割

1. 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
2. 子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援していきます。
3. いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
4. いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
5. 校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめや体罰の未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。

### 子どもの役割

周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

### 保護者の役割

1. 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、小さな変化を見逃さないことが大切です。
2. 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
3. いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切

です。

### 地域・関係機関の役割

1. 地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じるときには関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
2. 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

本校は、ここに書かれた「学校の役割」を果たすべく、校内の組織をつかって、全校的な対応をします。

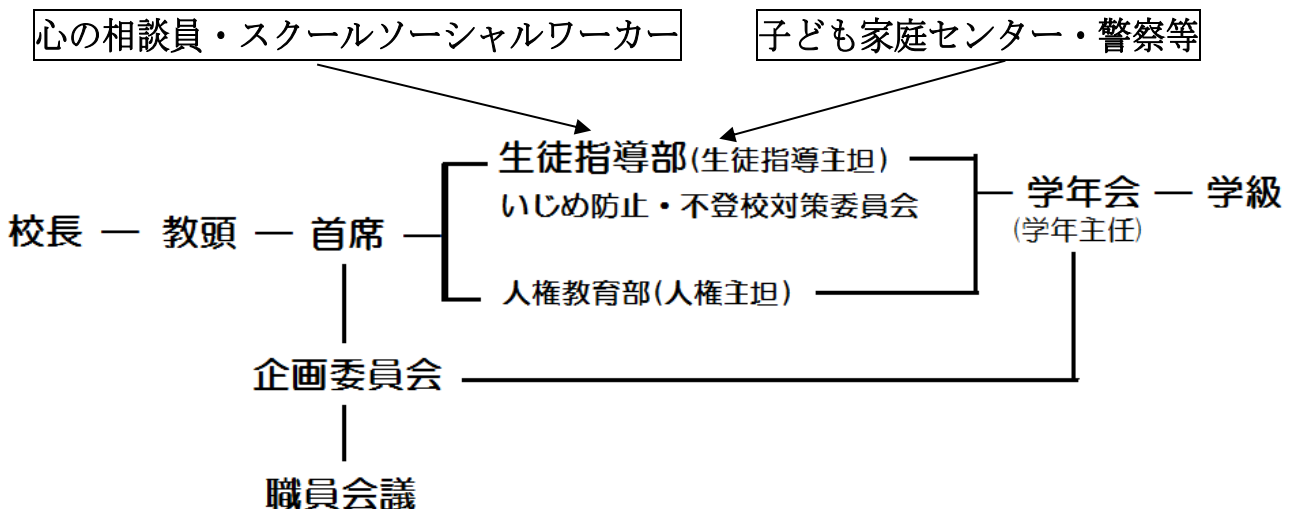
## いじめ防止の方策

### 基本的な考え方

1. 児童の人権を侵害する「いじめ」に敢然として立ち向かい、早期に対応して、「いじめられた」児童の心のケアを図り、「楽しく学校へ通える」ように回復させる。また「いじめた」児童を適切に指導し、心身の健全育成を図る。
2. 「いじめ」を許さない学級集団づくりをとおして、他者を思いやり、ともに育む豊かな心を育成する。
3. 学校の組織的な対応により、家庭と連携して、事実関係を明確にし、同じことを繰り返さないようにする指導体制を構築する。

また、必要に応じて、心の相談員やスクールソーシャルワーカー等の外部専門家に参加を求める。

### 校内組織



いじめ問題が発生した場合は、校内で組織的な対応を行う。いじめ事  
いじめ問題が発生した場合は、校内で組織的な対応を行う。いじめ事案  
の発生を受けて、事案の発見者（確認者）等は、生徒指導部と教頭に報告  
し、対応について指示を受ける。

また各学級で発生したいじめ事案について、学年主任を中心とした学  
年会で問題把握に努め、いじめ防止・不登校対策委員会（校長・教頭・首  
席・生徒指導部で構成する）を招集し対応する。加えて事案が複数学年に  
またがっている場合、企画委員会で学年間の対応を検討する。

職員会議（緊急時は職員朝礼）で全職員に周知し、情報を共有化し、対  
応についての共通認識を持つ。

対外的な関係機関との窓口は教頭が行い、児童の聞き取り、関係者の対  
応、保護者対応時には複数対応を行う。

事案が解決した後も、事後処理・経過報告を適宜行い、次年度に繰り越  
すことなく引継ぎで報告する。

## 年間を通して行う対策

各学期に、いじめに関するアンケート（本校では「みんなのためのア  
ンケート」：みんなが楽しく学校に来るためのアンケート）を行い、いじ  
めの早期発見・実態把握に努めるとともに、いじめの実態やその可能性が  
あるものに早期対応する。

1. 「みんなのためのアンケート」をもとに聞き取りを行う。
2. 聞き取った内容をもとに事実関係の確認を行う。
3. いじめもしくはいじめの可能性がある場合は児童への指導と保護者  
への対応を行う。
4. 事後の状況把握に努め、再度のいじめにつながらないようにするとと  
もに、被害児童の心のケアを行う。
5. 具体的な事例を挙げて（被害の保護者が了解した場合）、学級会等で  
話し合わせたり、感想を書かせるなどの手立てを講じ、「いじめは絶対  
に許されない」ということを認識させる指導を行う。

※ 場合によっては、いじめ・いじめられの関係が逆転する場合もあるの  
で注意する。

## みんなのためのアンケート（高学年用）

### みんなのためのアンケート

年 組（                      ）

1. クラスや学年の人たちから、自分のことを無視されたり、いやなことをいっぱい言われたり、されたりしたことがありますか。

（    ） はい    → 2, 3, 4, 5, 6 にこたえてください  
（    ） いいえ → 5, 6 にこたえてください

2. それはどんなときですか。

（    ） 授業中    （    ） 休み時間    （    ） 給食やそうじの時  
（    ） 学校にくる時や帰る時    （    ） 学校から帰ってから

3. そんなときあなたはどうしました。

（    ） 先生に言った。                      （    ） おうちの人に言った。  
（    ） 言い返したり、やりかえした。  
（    ） がまんした。

4. そのあとどうになりましたか。

（    ） あやまってもらって、なかなおりした。  
（    ） 言い返したり、やりかえしをしておわった。  
（    ） 相手が もうやらなくなった。  
（    ） まだ、やられている。

5. あなたのまわりで、無視されたり、みんなからいやなことをいっぱい言われたり、されたりしている人はいますか。

（    ） いる、    （    ） いない、    （    ） わからない

6. 人が無視されたり、いやなことをいっぱい言われたり、されたりしているのを見て、あなたはどうしますか。

（    ） 先生に言う                      （    ） やさしい言葉をかけてあげる  
（    ） 話を聞いてあげたり、そうだんにのってあげる  
（    ） やっている人に注意して、やめさせる    （    ） だまっている

あてはまるものに、○をつけてください

## 具体的な方策

### 1. 「いじめ」を発見する。

(1) 学級の中でつながりを持たない児童を検証する。

- ① 友だちから無視されているのではないか。
- ② 集団から外されているのではないか。(意図的に友だちが近寄れないようにしている誰かがいるかもしれない)

(2) 暴力を受けているかを判断する。

- ① 遊んでいるふりをして、その子ばかりを攻撃していることはないか。(鬼ごっこの鬼ばかり、ドッジボールで狙われる。すもうやプロレスごっこで攻撃される)
- ② 日常生活で暴行の兆しが見える。(わざとぶつかる。順番抜かしをする。足をかけたりする)

(3) 言葉の暴力を見つける。

- ① その子の発言を無視したり、意味もない反対意見を出したり、騒いだりする。
- ② 特定の子に対して、嫌がること、苦手なことをこっそり言う。

(4) おどしを見つける。

- ① 学校外でおごらされたり、お金を持ってくるように言われていないか。
- ② 学校で持ち物を壊されたり、隠されたりしていないか。

### 2. 「いじめ」の事実確認する。

(1) いじめられている児童に対して、事実確認をする。

- ① 正確な日時、場所、人物、行為等についての聞き取りをする。
- ② 「いじめ」行為に対して、感じたこと(いやだった、悲しかった等)

(2) いじめた児童の事実確認をする。

- ① 複数の場合、事実確認は個別に行う。
- ② 「いじめ」行為に対して、どう思うのか(善悪の判断、今後の対応等)

### 3. 「いじめ」について指導を行う。

- ① いじめられた児童が納得できる対応を行う。（謝罪、その他の対応）
- ② いじめた児童の今後の対応を行う。（仕返し等が起こらないようにする）

#### 4. 学級内での指導を行う。

- ① 事実関係の説明を行う。
- ② 周りの児童へ「いじめ」をなくすための方策を指導する。

## 保護者対応

### 1. 学校で「いじめ」を発見し、対応した場合

- ① いじめられた児童の保護者に事実関係と指導の内容について説明し、了解を求める。（家庭訪問又は面談、相手保護者への話の内容等も説明する）
- ② いじめた児童への事実関係を指導内容について説明をする。  
（あらかじめいじめられた保護者に了解を取った内容で話す。保護者の謝罪は強要しないが必要なら保護者同士の話し合いを持つことができるようにする）

### 2. 保護者が「いじめ」を訴えてきた場合

- ① 保護者からの聞き取りを基に、いじめられた児童の話聞く。  
（その後の対応は、具体的な方策のとおり）
- ② あらかじめ保護者からの「いじめの訴え」と事実関係について説明する。（家庭訪問又は面談メモを作成し、保護者に見せられるようにする）
- ③ いじめられた児童の保護者に事実関係と指導の内容について説明し、了解を求める。（家庭訪問又は面談、相手保護者への話の内容等も説明する）
- ④ いじめた児童への事実関係を指導内容について説明をする。  
（あらかじめ、いじめられた保護者に了解を取った内容で話す。必要なら保護者同士の話し合いを持つことができるようにする）



## 学級指導

学級での児童の力関係が不均等になり、強者・弱者ができるところにいじめの本質がある。個々の児童には能力差や性格の違いがあり、児童の価値観をもって、友人の優劣を決定してしまうことがある。教員の児童への公平な扱い、意識が重要である。また、学級内での規律や秩序、他者への思いやり、立場の弱い児童への配慮など学級経営の果たす役割は大きい。

その上で、まず授業規律の確保が必要である。生徒指導の課題がいじめにつながることが多い。善悪の区別を付け、正しい行為ができるようにする。また、「いじめの芽」となる「からかい」、「ふざける」、「順番抜かし」、「悪口」などを些細なことと考えずに見逃さず、その都度、適切に指導する。担任が見逃している場合もあるので、学年の教員及び担任外の教員も気づいたことがあれば担任に報告する。学校全体で児童を見守る視点で対応していく。

## 学校としての対応

学級担任の支援・協力を行う。単一の学級の問題としてとらえず、校長をはじめ担任外の教員を中心に授業規律の確保と、生徒指導上課題となる問題行動の指導に当たる。また学級内で「いじめ」、「暴言暴力行為」、「授業妨害」など問題行動を繰り返す児童については保護者対応とともに授業中も別室指導などの方策で学級内の安定を図り、本人の反省を促す。指導の際も教員は暴言・体罰は絶対に行わないようにする。

初期段階より、学校は枚方市教育委員会と連絡を取り、事実関係及び経過の報告を行う。また指導内容・保護者対応について報告するとともに教育委員会から指導を受ける。いじめ防止・不登校対策委員会で討議した内容は、場合・案件によっては学校評議員、P T A、コミュニティ等関係機関に報告する。重大事態と把握した場合は、「重大事態への対処チャート」に則って対応する。

「いじめ」事案が解決した後も、いじめ防止・不登校対策委員会で再検証し、個人情報に配慮しながら記録を残し、次年度以降に「配慮事項」として引き継ぐ。枚方市教育委員会には「その後の経過・状況報告」を行う。

学校の対応として最も重要なことは、「いじめられた子」のケアであり、保護者対応である。児童と同様に保護者の心が傷ついていることも配慮し、心の相談員の面談やカウンセリングの紹介を行う。

学校内でも学級担任もその責任感から指導に対する不安を覚えたり、自信を喪失しないように管理職や同僚の教員が親身になって悩みを聞いたり、対応へのアドバイスを与える。学級内で担任不信とならないように適切なバックアップを行う。

事後指導では、本校の教育目標の一方である「豊かな心の育成」を念頭に、道徳教育の充実と、活発な学級会活動を図り、自分たちの意見が堂々と言える学級、他者の意見が尊重できる学級づくりを行う事を目標にする。

いじめは、どの学年どの学級でも起こりうることを認識し、教職員全員が立ち向かい、協力し、子どもの心を尊重できる教員集団を構築する。保護者の話を聞いたり、子どもとの対話を進め、いじめの早期発見早期解決に全力を尽くす。

いじめかなと思ったら・・・ 気軽にまず、相談してください。

◎枚方市立桜丘北小学校 050-7102-9128

◎枚方市子どもの笑顔を守るコール（いじめ専用ホットライン）  
072-809-7867

児童・生徒に関するいじめの相談  
月～金の9時～17時（祝日・年末年始を除く）

◎枚方市家庭児童相談所 050-7102-3221  
子育て、親子関係友人関係のことなど、18歳未満の子どもに関する様々な相談  
月～金の9時～17時30分（祝日・年末年始を除く）

◎大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161  
子どもや家庭についての相談  
月～金の9時～17時45分（祝日・年末年始を除く）

◎大阪府すこやか教育相談24 0570-078310  
年中無休24時間対応

# 重大事態への対処チャート

## 重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

